附則第十二条の見出しを「（平成三十年度震災復興特別交付税額の一部の平成三十一年度における交付等）」に改め、同条第一項中「平成二十九年度分」を「平成三十年度分」に、「平成二十九年度震災復興特別交付税額」を「平成三十年度震災復興特別交付税額」に、「平成二十九年度内」を「平成三十年度内」に、「平成二十八年度震災復興特別交付税額」を「平成二十九年度震災復興特別交付税額」に改め、同条第二項中「平成二十九年度震災復興特別交付税額」を「平成三十年度震災復興特別交付税額」に、「平成三十一年度分」を「平成三十年度分」に改める。

附則第十三条第一項中「平成二十九年度及び平成三十年度」を「平成三十年度及び平成三十一年度」に改め、同条第二項中「、平成二十九年度」を「、平成三十年度」に、「平成二十九年度震災復興特別交付税額」を「平成三十年度震災復興特別交付税額」に、「平成三十一年度」に改める。

附則第十四条の見出し中「平成二十九年度及び平成三十年度」を「平成三十年度及び平成三十一年度」に改め、同条中「平成二十九年度及び平成三十年度」を「平成三十年度及び平成三十一年度」に、「、平成二十九年度」を「、平成三十年度」に、「平成二十九年度震災復興特別交付税額」を「平成三十年度震災復興特別交付税額」に、「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）」を「地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第四号）」に、「平成二十八年度震災復興特別交付税額」を「平成二十九年度震災復興特別交付税額」に、「平成二十八年度において」を「平成二十九年度において」に、「、平成三十年度」を「、平成三十一年度」に、「平成二十九年度において」を「平成三十年度において」に改める。

附則第十五条第一項中「平成二十九年度及び平成三十年度」を「平成三十年度及び平成三十一年度」に改め、同条第三項中「平成三十一年度」を「平成三十二年度」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第十二条第四項関係）

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	一　警察費	警察職員数	一人につき　八、三〇六、〇〇〇円
	二　土木費		
	1　道路橋りょう費	道路の面積	千平方メートルにつき　一三五、〇〇〇
		道路の延長	一キロメートルにつき　二、〇二四、〇〇〇
	2　河川費	河川の延長	一キロメートルにつき　一八八、〇〇〇
	3　港湾費	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき　二八、三〇〇
		港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき　六、一四〇
		漁港における係留施設の延長	一メートルにつき　一〇、四〇〇
		漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき　五、九三〇
	4　その他の土木費	人口	一人につき　一、三四〇
	三　教育費		
	1　小学校費	教職員数	一人につき　六、二五三、〇〇〇
	2　中学校費	教職員数	一人につき　六、三二二、〇〇〇
	3　高等学校費	教職員数	一人につき　六、五五六、〇〇〇
		生徒数	一人につき　五六、一〇〇
	4　特別支援学校費	教職員数	一人につき　六、一五五、〇〇〇
		学級数	一学級につき　二、〇九九、〇〇〇
	5　その他の教育費	人口	一人につき　二、三〇〇
		高等専門学校及び大学の学生の数	一人につき　二一二、〇〇〇
		私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき　二八九、六〇〇
	四　厚生労働費		
	1　生活保護費	町村部人口	一人につき　九、三三〇
	2　社会福祉費	人口	一人につき　一五、七〇〇
	3　衛生費	人口	一人につき　一四、六〇〇
	4　高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	一人につき　五〇、〇〇〇
		七十五歳以上人口	一人につき　九五、七〇〇
	5　労働費	人口	一人につき　四三〇
	五　産業経済費		
	1　農業行政費	農家数	一戸につき　一〇七、〇〇〇
	2　林野行政費	公有以外の林野の面積	一ヘクタールにつき　五、〇二〇
		公有林野の面積	一ヘクタールにつき　一五、三〇〇
	3　水産行政費	水産業者数	一人につき　三三六、〇〇〇
	4　商工行政費	人口	一人につき　一、九一〇
	六　総務費		
	1　徴税費	世帯数	一世帯につき　五、八七〇
	2　恩給費	恩給受給権者数	一人につき　一、〇四二、〇〇〇
	3　地域振興費	人口	一人につき　五六〇
	七　災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき　九五〇
	八　補正予算債償還費	昭和六十二年度から平成十年度までの各年度における補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき　八〇〇